ムラタグループ
企業倫理規範・行動指針

muRata
INNOVATOR IN ELECTRONICS

ムラタの原点

ムラタでは、従業員一人ひとりが「社是」に共感し、自らの考えや行動の礎として真摯に実践することを何よりも大切にしています。

創業者である村田昭は、同業他社と利を争うのではなく、ほかにない「独自の製品」の供給を通して文化の発展に貢献することを目指しました。また、20歳という若さで家業を継いだ際は、父親が生前に築いた周囲からの信用により、多くの人々から手を差し伸べてもらい、仕事を続けることができました。このような経験から、創業者は、常に感謝の心を忘れず、信用を積み重ねることを重視し、その想いを込めた社是を制定しました。

制定された1954年から現在に至るまで、ムラタの従業員は迷いや困難に直面した際だけでなく、日常の業務を進める上でも社是を拠り所としています。時を経てもなお大切に受け継がれている社是は、まさにムラタの原点であり続けます。

社　是

技術を練磨し
科学的管理を実践し
独自の製品を供給して
　　文化の発展に貢献し
信用の蓄積につとめ
会社の発展と
　　協力者の共栄をはかり
これをよろこび
　　感謝する人びとと
　　ともに運営する

企業倫理規範・行動指針の位置付け

企業倫理規範

本規範は、社是の実践に向け、ムラタが社会に対してとるべき行動の基本原則を定めるものです。ムラタの役員及び従業員は、本規範を共有し、これを遵守します。

- 高い倫理観をもって、それぞれの企業活動を行う国や地域の法令及び公正な社会ルール並びにその精神を尊重し、誠実に行動します。
- イノベーションを通じて社会の期待に応える技術・製品・サービスを創出し、お客様の満足と信頼を得て、豊かな社会の実現に貢献します。
- お客様、株主・投資家、取引先、行政、地域、社会などのステークホルダーとの共栄を図ります。地域社会の一員として信頼される企業を目指し、積極的に社会に参画し、その発展に貢献します。
- バリューチェーン全体におけるすべての人々の人権を尊重します。
- 安全・安心で健康を実感できる職場環境を整えます。多様な背景や価値観を尊重して、互いの個性を活かして協働できる職場風土を醸成し、これらを通じて従業員がやりがいと成長を感じられる組織づくりに努めます。
- 持続可能な地球環境を実現するための活動を自主的、積極的に取り組みます。
- 企業情報の開示を正確かつ迅速に行い、ステークホルダーとの対話を通じて、企業としての透明性を高めます。
- 自然災害やサイバー攻撃等のリスクに備え、責任ある危機管理を行い、事業の継続および社会からの信頼を確保します。技術情報等の情報資産を適切に管理し、保護します。

経営陣は、本規範の精神を自ら率先して実践するとともに、社内及びグループ企業に周知徹底を図ります。本規範に反する事態が発生した場合には、経営陣が率先して問題の解決を図るとともに、再発防止策を講じて、その責任を果たします。

私たちの思考と行動の礎となるものが社是です。社是はムラタのあるべき姿、経営に対する考え方、仕事への姿勢を集約したものであり、ムラタの発展はこの社是の精神に支えられてきました。1954年に創業者の村田昭によりつくられた後、私たちを取り巻く世界が変化し、技術が進化しても、この社是が変わることはありません。ムラタおよびムラタの役員・従業員は、社是に従って誠実に仕事を行っていくことが求められます。

そして、社是を具体的に実践していくために、社会に対して私たちのとるべき行動を約束した行動原則が企業倫理規範です。ムラタの役員・従業員はこれを共有し、かつ遵守しています。

さらに、この企業倫理規範を確実に守るため、ムラタの役員・従業員が行動するに際して基準とすべき内容を、行動指針として定めました。ムラタの役員・従業員は、これを日々の事業活動や業務の拠り所としています。

ムラタでは、役員・従業員一人ひとりが、社是、企業倫理規範・行動指針を日々実践しています。

トップコミットメント

「独自の製品を供給して文化の発展に貢献する」「信用の蓄積につとめ、会社の発展と協力者の共栄をはかる」

これは「社是」のフレーズで、創業当時からずっと大切にしている言葉です。私はこの「社是」のもと、公正な事業活動を行い、ムラタが社会から信頼される会社であり続けたいと思っています。変化する事業機会の中で新たな価値を創造し、健全で持続的な成長を実現するためには、法令の遵守はもとより、高い企業倫理観に基づいて、お客様、株主・投資家様、お取引先様、地域社会の皆様をはじめとしたステークホルダーからの期待に応え、社会規範を尊重することが必要不可欠です。

昨今は、法令の遵守などの守りの視点だけではなく、社会のサステナビリティへの貢献に対する期待・要請が高まっています。ムラタでも、「事業を通じた社会課題解決」を重点課題のひとつとして位置付け、持続可能な社会と文化の発展に貢献する取り組みを行っています。また、多様性を活かしてイノベーションにつなげていく中で、国内外でさまざまなバックグラウンドを持つ従業員が増えています。このような変化の大きな時代・多様性の時代だからこそ、ムラタにおける従業員一人ひとりの行動の基準を明確にするための「判断・行動の拠り所」が必要です。

この「企業倫理規範・行動指針」には、皆さんがそれぞれの分野で日々業務を遂行したり何かを判断したりする際に拠り所とすべき基本的な指針や考え方がまとめられています。

皆さん、この指針の遵守をお願いします。あなた自身がこの指針を遵守することで、ムラタの価値創造基盤が整い、ステークホルダーの皆様とムラタがともに発展していくことができます。

国内外の従業員一人ひとりがこの「企業倫理規範・行動指針」を判断・行動の拠り所として日々活動することで、より一層社会から信頼されるムラタをともに創っていきましょう。

2024年4月1日
株式会社村田製作所　代表取締役社長

中島 規巨

目次

- ムラタの原点 1
- 企業倫理規範・行動指針の位置付け 2
- トップコミットメント 3
- 適用範囲 5
- 各国法令との関係 5
- 問題の報告 5
- 報復の禁止 5
- 従業員の判断基準 6
- 改定プロセス 6
- コンプライアンス推進体制 6
- 一人ひとりの責任ある行動 7

第一部　企業と社会のルール

- 公正な競争と取引 9
- 汚職・腐敗の防止 10
- 政治・宗教・ロビー活動 11
- 反社会的勢力との関係遮断 12
- 利益相反の防止 13
- 輸出入管理 14
- マネーロンダリングの防止 15
- 財務情報の正確な記録、報告および適正な納税 16
- インサイダー取引の防止 17
- 企業資産の使用 18
- 情報セキュリティ 19
- 個人情報保護 20
- 知的財産権の尊重 21

第二部　ステークホルダーとの共栄

- 製品・サービスの品質と安全性 23
- 人権の尊重 24
- 寄付・協賛 25
- 情報発信・コミュニケーション 26
- 多様性の尊重 27
- 安全衛生と健康 28
- お取引先様との関わり 29
- 地球環境への貢献 30

本文書の中では、村田製作所グループ全体をムラタ、村田製作所単独を村田製作所と表記しています。

適用範囲

企業倫理規範・行動指針（以下、本規範・指針という）は、株式会社村田製作所が制定・改定し、株式会社村田製作所と国内外グループ会社に所属するすべての役員・従業員に共通に適用されるものです。

問題の報告

本規範・指針への違反や逸脱およびその疑いを発見した場合は、上司や関係部門に報告するか、コンプライアンス違反の報告・相談窓口に通報してください。通報者は、実名または匿名で通報することができます。

ムラタは、受け付けた通報に対しては、通報者の意向も踏まえつつ、適切な調査・対応を行います。また、調査の経過や結果を実名での通報者に対して適宜フィードバックするとともに、匿名の通報者に対しても可能な範囲でフィードバックします。

各国法令との関係

すべての役員・従業員は、事業活動を行う国・地域の法令を遵守します。また、定められた法令だけでなくその背景に存在する倫理的・道徳的精神を守り、また将来の法規範も見越して、本規範・指針に基づき行動します。本規範・指針が現地の適用法令や国際規範よりも高い基準を設定している場合は、本規範・指針に従ってください。

報復の禁止

ムラタは、通報者に対する報復を決して許しません。通報者の匿名性・プライバシーを保護するとともに報復行為を禁止し、これを周知することで、通報したことにより通報者が不当に不利益を被らないよう措置を講じています。

従業員の判断基準

本規範・指針を、日々の事業活動や業務の拠り所とします。ただ、本規範・指針が網羅できていない行為や、本規範・指針に書かれている行為でも具体的な場面では、疑問、迷い、葛藤などが生ずるかもしれません。そのような場合は、自らに対して次のような問いかけをし、その是非を判断します。

- **「目先の利害得失にとらわれて、法や法の精神を犠牲にしようとしていないだろうか」**
- **「お客様やほかのステークホルダーに対して、誠実を貫けているだろうか」**
- **「そのムラタの常識は、社会の常識からズレていないだろうか」**

改定プロセス

本規範・指針は、株式会社村田製作所の取締役会決議に基づき改定します※。

※内容を実質的に変更しない更新などについてはこの限りではありません。

コンプライアンス推進体制

コンプライアンス推進委員会では、コンプライアンスに関する全社方針の作成やコンプライアンス・プログラム（推進・運用体制、企業倫理規範・行動指針、従業員からの報告・相談に対する対応手順など）の改定、重大な違反事案の検討、解決案、再発防止策の提言などを行っています。

コンプライアンス推進委員会事務局では、本規範・指針の管理やコンプライアンス教育の企画、報告・相談の受付などコンプライアンス推進に関する日常的な業務を行っています。

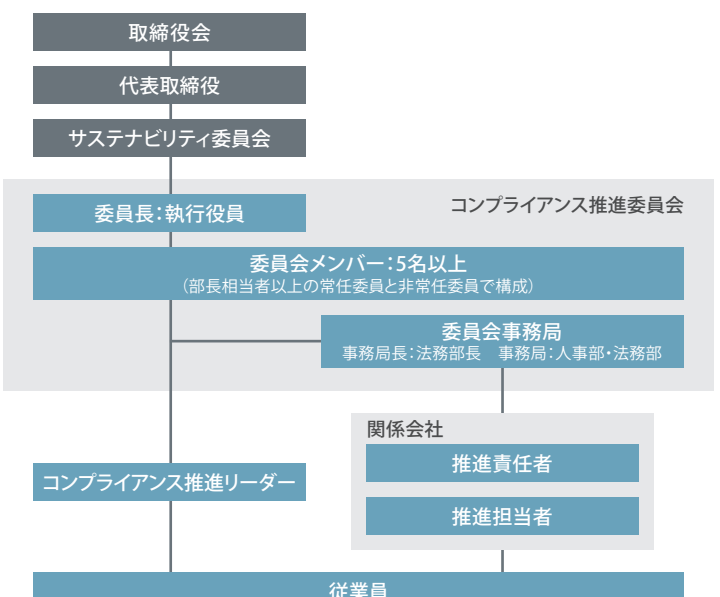

一人ひとりの責任ある行動

ムラタは、すべての役員・従業員が本規範・指針を理解し、以下を遵守することを求めています。役員・従業員が本規範・指針に違反や逸脱した場合は、社内規定・関連法令などに則り、懲戒処分などの対象となります。

- **本規範・指針を常に実践し、誠実かつ公正に行動する**
- **本規範・指針を通じて問題の所在を認識する**
- **本規範・指針への違反や逸脱およびその疑いを発見した場合は、上司や関係部門に報告するか、コンプライアンス違反の報告・相談窓口に通報する**

さらに、責任者（役員・管理職）に対しては、以下の遵守を追加で求めています。

- **自分自身が、職場の良いお手本となる**
- **本規範・指針を組織に根付かせ、風通しの良い職場をつくる**

メモ欄

第一部 企業と社会のルール

社会の規範を深く認識し、誠実かつ公正な行動を通じて、
社会から信頼される会社であり続けます。

公正な競争と取引

**私たちは、公正な競争・取引に関して適用される
すべての法令および規則を遵守します。公正かつ自由な競争を
尊重し、フェアな事業活動を行います。**

私たちは、公正な競争・取引に関して適用されるすべての法令および規則（以下、「競争法」という）を遵守します。

競争法は、市場における自由競争を阻害し、消費者に不利益を与える行為を禁止しています。国によっては、自国の競争法を域外適用（自国以外の場所で行われた不公正な競争に対して自国法を適用すること）している場合があり、国籍や就業場所にかかわらず、すべての競争法と本指針に従わなければなりません。

競争法の目的を理解し、競争関係にあるすべての会社（以下、「競争会社」という）との間で、価格、コスト、利益、市場シェア、生産能力、販売条件など、競争に影響を与える可能性のある事項（以下、「センシティブ事項」という）についての合意や情報交換を行いません。また、取引上の立場を利用して、お取引先様に不公正な取引方法を押し付けるなど、お取引先様に不当に不利益を与える行為を行いません。私たちは、これらに関連する社内ルールを作成し、周知徹底を図ります。

本指針に違反や逸脱した場合の結果の例

競争法に違反した場合、会社は巨額な罰金・制裁金、取引停止、営業停止、役員・従業員個人は罰金や懲役刑、禁錮刑などの行政上、刑事上の制裁・処罰を受けるおそれがあります。さらに、競争法違反でお取引先様が損害を受けた場合に損害賠償責任が生じる可能性があるほか、国によっては不利益を受けた消費者などから集団訴訟が提起される可能性もあります。

※上記の内容に加えて、社内規定・関連法令などに則り、懲戒処分などの対象となります。

個人がとるべき行動

- 「カルテル防止のためのベーシックポリシー」および関連する社内規定やルールを遵守します。
- 必要不可欠な場合を除いて競争会社とは接触しません。やむを得ず接触を行う場合は、その接触に先立ち、各所属会社・各部門に適用される手続きに従って承認を得ます。
- 競争会社との会合や組織体（業界団体を含む）について、その目的が市場の独占や競争の阻害にあたるものではないかを厳しく確認します。適法なものであっても、参加に先立ち、所属長の了解を得ます。
- 競争会社との間で、いかなる場合も、センシティブ事項についての合意や情報交換をしません。
- 再販売価格の拘束や優先的地位の濫用、その他不公正な取引方法を通じて、競争を阻害したり、お取引先様に不当に不利益を与えたりする行為を行いません。
- 疑わしい行動を見聞きしたり、疑わしい要求を受けたりした場合は、上司や法務部門に速やかに報告・相談します。

汚職・腐敗の防止

私たちは、すべての事業活動において、恐喝、横領のほか、賄賂など不適切な利益の供与や受領を含む汚職・腐敗行為を行いません。

事業活動において、公正かつ透明性を確保することは、健全な事業活動の基本であり、私たちは、すべての汚職・腐敗防止に関する国際的な法令および規則（以下、「汚職・腐敗防止法」という）を遵守します。

汚職・腐敗防止法は、公務員、お取引先様などに対して金銭などの提供やそれらの提案、約束をすることを禁じ、相手が公務員であるか民間人であるかにかかわらず、商取引に関する贈賄、すなわち、不適切な影響を及ぼすために相手に金銭などを提供することを禁止しています。また、事業上の便宜の提供を対価として、金銭などの便益を受領、その申し込み、約束することを禁止しています。

汚職・腐敗防止法の適用範囲は広く、ムラタの役員・従業員、さらにはムラタの代理人などの第三者も、国籍や就業場所にかかわらず、すべての汚職・腐敗防止法と本指針に従わなければなりません。

本指針に違反や逸脱した場合の結果の例

汚職・腐敗防止法に違反した場合、会社や個人に対し、刑事上・行政上の重大な処罰、処分がなされる可能性があります。また、会社の信用に重大な悪影響を与え、行政機関との取引が停止される、あるいは民間企業から取引を拒絶される可能性があります。

※上記の内容に加えて、社内規定・関連法令などに則り、懲戒処分などの対象となります。

個人がとるべき行動

- 「贈収賄防止に関するベーシックポリシー」および関連する社内規定やルールを遵守します。
- 相手先の官民を問わず、法令および商習慣に照らして明白かつ確実に許される場合を除いて、事業上の便宜の獲得または維持を目的として、取引のあるすべての組織に対し接待・贈答、金銭その他の利益と機会の優遇などの便宜（以下、「便益」という）の供与、申し込み、約束をしません。また事業上の便宜の提供または維持を対価として、取引のあるすべての組織から便益の受領、その申し込み、約束を受けることはしません。
- ファシリテーション・ペイメント（通関・ビザなどの日常的な行政サービスの手続き円滑化または迅速化のため要求される、公務員などに対する法令に基づかない少額の金銭支払）は行いません。
- 疑わしい行動を見聞きしたり、疑わしい要求を受けたりした場合は、上司や総務部門、法務部門に速やかに報告・相談します。

政治・宗教・ロビー活動

私たちは、政治、行政、宗教と健全かつ正常な関係を保ち、政治・宗教活動のために不正に会社の金品や施設などの使用・提供をしません。また、不正なロビー活動には関わりません。

政治（国・地方の議会、議員および議員関係者、ならびに国・地方の行政機関、代表者および役職員など）とは、利益供与をはじめ癒着と誤解される行為は決して行いません。他方、経済の実態や経済政策について、オープンかつ積極的に意見交換できる透明度の高い関係を構築します。

政治、宗教団体への寄付や献金または協賛、会社施設の使用・提供を行う場合は、関連法令および社内規定に従い、必要性および妥当性を十分に検討した上で、適切な承認手続きを経て実施します。

また、特定の宗教・思想を助長し、または特定の宗教・思想団体の利益を図るような活動を行いません。

政治に関連し、ロビー活動※を行う場合は、適用されるすべての法令・規則を遵守するとともに、実際に議員とやり取りをする場面においても、贈収賄などの疑いが生じないよう、透明性を確保したコミュニケーションを行います。

本指針に違反や逸脱した場合の結果の例

国・地域によっては、政治献金、ロビー活動を規制する法令が存在する場合があり、そのような法令に違反した場合、会社や役員・従業員個人が行政上、刑事上の処罰、処分（罰金、入札資格停止、取引除外などを含む）を受ける可能性があります。また、法令に違反しなくとも、政治と不適切な関わりを疑われた場合、会社の信用を大きく毀損するおそれがあります。

※上記の内容に加えて、社内規定・関連法令などに則り、懲戒処分などの対象となります。

※ロビー活動とは、会社に影響を及ぼすような立法上または規制上の諸問題について、国・地方の議会および議員、ならびに行政機関、その代表者および役職員などと接触することです。

個人がとるべき行動

- 業務上、左記で示した人との関わりを持つ場合は、誤解を招かないよう十分注意して対応します。
  ※P10「汚職・腐敗の防止」をご参照ください。
- 会社の業務の関連であっても、上司や関係部門の承認なく、会社の資産を政治的な活動のために提供しません。
- 業務の時間および会社の資産を、事前承認を得ずに、個人的な政治・宗教活動に使用しません。
- ムラタの代表としてロビー活動を行う場合には、必要に応じてそれぞれの国で適切な手続きを履践した上で行います。
- 各国・地域の法令・規則に従って、政府や政府機関、政府代表とのやり取りを行い、常に誠実、率直に行動します。
- 不適切な政治活動・ロビー活動を発見した場合は、上司や総務部門に速やかに報告・相談します。

反社会的勢力との関係遮断

社会の秩序や企業の健全な活動に悪影響を及ぼす反社会的勢力に対しては、一切の取引、援助、同調、その他の加担行為は行いません。

反社会的勢力とは、暴力団、マフィアをはじめとした、暴力や威力、または詐欺的な手法を駆使して経済的な利益を追求する集団または個人のことを言います。

これらの集団・個人に対し毅然とした態度で臨み、付け入る隙を与えない企業活動を実践することは、健全な市民社会の形成に寄与するとともに、企業価値の毀損の防止につながります。

ムラタは、社会の秩序や安全に脅威を与える集団・個人とは一切関係を持ちません。不当な要求を受けた場合も、毅然とした対応を行い、その要求には応じません。

本指針に違反や逸脱した場合の結果の例

反社会的勢力と関係を持った場合、会社の信頼に深刻なダメージが生じるだけでなく、契約解除や入札からの排除など、事業運営にあたっても重大な支障が生じます。

※上記の内容に加えて、社内規定・関連法令などに則り、懲戒処分などの対象となります。

個人がとるべき行動

- 反社会的勢力から接触や要求があった場合は、個人で対応や交渉を行わず、複数人で応対します。
- 脅しや恐喝などを受けた場合は、速やかに上司または総務部門に報告・相談するとともに、警察や司法当局と連携して対応します。
- 取引先や関係者が反社会的勢力と関係している疑いがある場合は、独断で判断せず、速やかに上司または総務部門に相談します。

利益相反の防止

私たちは、個人の利益と会社の利益が対立する、
あるいは対立するおそれのある行為を回避します。

利益相反とは、個人の利益と会社の利益が対立する、あるいは対立するおそれのある状況のことです。

利益相反は、さまざまな場面で発生する可能性があり、自分自身や近親者、友人などが競争会社やお取引先様と密接な関係にある場合、あるいは金銭上の密接な利害関係がある場合は、個人と会社との間で利益相反が発生している可能性があります。

そのような状況が発生した場合、会社の立場と個人の立場を混同することなく、会社の利益や目的を優先します。自身の立場や職務、会社の資産を利用して、または自分の任務に背いて、自分自身や第三者のために利益を図ってはいけません。

また、ムラタでは、国内外での従業員教育や地域ごとのリスクに応じて、社内ルールの導入、利益相反がある場合の会社への報告制度を整備するなどして利益相反を回避しています。

本指針に違反や逸脱した場合の結果の例

利益相反行為を行った役員・従業員個人は、その結果として会社に生じた損失について、会社が責任追及されるほか、詐欺、横領、背任などの犯罪行為をともなう場合は、刑事罰に問われる可能性があります。また、会社の信頼も大きく損なわれることにつながります。

※上記の内容に加えて、社内規定・関連法令などに則り、懲戒処分などの対象となります。

個人がとるべき行動

- 「利益相反」とは、個人の利益と会社の利益が対立する、あるいは対立するおそれのある状況であることを理解し、これを回避するために、社内規定やルールを遵守します。
- 「利益相反」に関して、以下の行動に十分注意をします。

  自分自身や近親者、友人もしくはそれらが営む会社と取引を開始する場合

  業務で取り扱う、または知り得た非公開の情報を、自分自身やお取引先様、競争会社や第三者の利益のために利用する場合

  自分自身が、会社の承認や指示なく、社外組織の役員などに就任することを依頼された場合

  自分自身がムラタ以外で雇用されたり、自ら事業を起こそうとしたりする場合

- 個人の利益と会社の利益が対立する、あるいは対立するおそれのある状況が発生した場合は、社内規定やルールに従って、適切に上司や法務部門に報告・相談します。

輸出入管理

私たちは、輸出入関連法令を遵守します。
また、お取引先様などを通じた間接的な取引においても
適正な輸出管理が行われるよう要請します。

私たちは、グローバルに事業活動を行っており、それらの国・地域は、それぞれが輸出入を管理する法令を有しています。

輸出に関していえば、国際社会における平和と安全を維持するため、武器そのものを含め、軍事転用可能な民生用の製品、技術などが大量破壊兵器の開発を行っている国家やテロリストの手に渡らないよう輸出を規制することを目的に、輸出関連法令および経済制裁措置などが定められています。

輸入に関してもまた、各国の公衆衛生の確保、国内産業の保護、禁制品の流入阻止などの観点から、さまざまな法令が定められています。

さらに、輸出入管理や関税に関する法令は、世界の状況を踏まえ、頻繁に改定されるものです。

私たちは、こうした法令を十分に理解・遵守し、グローバルな事業活動を行います。また、お取引先様などにも適正な輸出入管理が行われるよう要請および必要な検証・審査をします。

本指針に違反や逸脱した場合の結果の例

輸出入に関連する法令に違反した場合、会社は制裁金、輸出入の禁止・制限などの処分の対象となるほか、個人に対しても刑事処罰がなされるおそれがあります。また、レピュテーションの毀損のおそれや、官公庁との取引が停止され、民間企業から取引を拒絶される可能性があります。

※上記の内容に加えて、社内規定・関連法令などに則り、懲戒処分などの対象となります。

個人がとるべき行動

- 海外の相手先（グループ会社も含む）への製品の輸出やサービス、技術などの提供にあたっては、日本国の「外国為替及び外国貿易法（外為法）」や当該国・地域で適用される法令・規制などの国際的な合意のもとに定められた輸出関連法令に基づいて、定められた取引審査を実施します。

- 製品やサービスの輸出入にあたっては、関税法や輸出管理法令をはじめとする各国の適用法令を遵守し、規制当局への届出や許可が必要かどうかを確認し、必要な手続きを履践します。

- 武器そのものや軍事転用の可能性が高いものとして特に規制されている特定の製品またはサービスの輸出入や、経済制裁措置がとられている国や地域、また団体との取引にあたっては、関連法令や社内方針を遵守することとし、また法務部門および輸出入管理部門への確認を徹底するとともに、必要に応じて行政機関への相談を行い、その指示に従います。

- 輸出関連法令遵守のための教育・研修に積極的に参加します。

- 上記に関する助言が必要な場合は、法務部門に相談します。

マネーロンダリングの防止

私たちは、マネーロンダリング防止に関する法令を遵守し、
取引の過程でそれに加担することのないように留意します。

マネーロンダリング（資金洗浄）とは、一般に、会社や個人が犯罪や不当な取引（麻薬取引、脱税、粉飾決算など）で得た収益を、正当な取引で得たように見せかけたり、その出所が分からないようにしたりする行為などのことを言います。マネーロンダリングは、犯罪による収益が、将来の犯罪活動や犯罪組織の維持・強化に使用され、組織的犯罪を助長するとともに、健全な経済活動に重大な悪影響を与えます。

マネーロンダリング防止に向けて、IMF（国際通貨基金）をはじめとした国際機関の動きを受け、世界各国で法令・規制が厳格化されています。私たちは、これらを見逃したり結果的に手助けをしたりしないように注意しなければなりません。意図的な加担をしていない場合でも、結果として重大犯罪に関与してしまうことは会社にとって大きなリスクです。

本指針に違反や逸脱した場合の結果の例

マネーロンダリングは重大な金融犯罪です。各国の金融法で規制されており、意図する・しないにかかわらず、関与した場合、厳しい刑事上・行政上の処罰、処分がなされる可能性があります。

※上記の内容に加えて、社内規定・関連法令などに則り、懲戒処分などの対象となります。

個人がとるべき行動

- 次のようなマネーロンダリングの兆候に注意します。

  - さまざまな種類の小切手や現金で取引が行われた場合
  - 複数の銀行口座に分割して振込が行われた場合
  - お取引先様の名義と異なる第三者名義の口座への振込を指定された場合
  - お取引先様が事業活動を行う国・地域外への支払を指定された場合
  - 支払が契約の当事者以外から行われた場合
  - 請求書または契約書の通貨とは異なる支払があった場合
  - 過払の入金があった場合に、相手側から現金での払戻を求められた場合
  - 不明または不要な仲介業者が取引に関わっている場合
  - 高リスクの国・会社が取引に関わっている場合

- 疑わしい行動を見聞きしたり、社内外から疑わしい要求を受けたりした場合は、上司や経理部門、法務部門に速やかに報告・相談します。

財務情報の正確な記録、報告および適正な納税

私たちは、適正な会計処理基準および関連する法令、社内規定などを遵守し、財務情報の正確な記録と報告を行います。また、各国の税務関連法令を遵守し、適正に納税を行います。

会社がグローバルに健全な事業活動を行うためには、財務情報の正確かつ完全な記録に基づいた適切な意思決定を行い、株主・投資家様をはじめとしたステークホルダーに正確な財務報告を提供することが重要です。そのためにも、私たちは内部統制の仕組み・体制を構築・維持し、ルールに従った記録と手続きを行い、事業を行う国・地域の法令などを遵守し、適時適切に開示する必要があります。また、適切な会計・税務処理を行うことは、適正な納税にもつながります。

私たちは、これらの行動を通じてステークホルダーに対する財務情報の信頼性を確保し、公正で透明性のある経営を保ちます。

本指針に違反や逸脱した場合の結果の例

不正な会計処理を行った場合や、政府当局・税務当局に虚偽の財務情報やその他の虚偽情報を提出した場合、会社および個人が民事上・刑事上・行政上の処分、処罰がなされる可能性があるほか、会社の信用が失墜するおそれがあります。

※上記の内容に加えて、社内規定・関連法令などに則り、懲戒処分などの対象となります。

個人がとるべき行動

- 社内規定・手続きに従い、必要なすべての取引（売上計上や費用計上など）は正確・迅速に記録し、適切に会計処理します。
- 業績偽装や会計不正、外部用・内部用の報告資料の偽装、改ざんや粉飾、不正、都合が悪い事実の隠ぺいなどの不適切な行為を行いません。
- 売上・利益などの目標数値があったとしても、不正行為を手段としてそれを達成しようとしません。
- 監査や税務調査を受けるときには、監査などが円滑に進むように社内外の監査人・調査官に協力します。
- 不正と思われることを指示されたときには、上司や経理部門、法務部門に速やかに報告・相談します。

インサイダー取引の防止

私たちは、自社や他社の未公表の内部情報を利用し、
株式の売買を行わず、また第三者にも売買を行わせません。

インサイダー取引とは、投資者の投資判断に重要な影響を与える会社の業務、運営または業績などに関する未公表の情報（重要事実情報）を知った会社関係者が、その情報が公表される前に、その会社の発行する株式などの取引を行うことであり、金融市場の公平性を害する行為として法律で禁止されています。

私たちは、インサイダー取引を防止するために、「内部者取引（インサイダー取引）防止規定」にて、重要事実情報の伝達の禁止、取引推奨の禁止、株式等の売買等の禁止について定めています。

本指針に違反や逸脱した場合の結果の例

インサイダー取引は金融市場の公平性を害する行為であり、行為を行った役員・従業員は、刑事上・行政上の処罰、処分といった厳しい処分を受けます。また、投資家をはじめとするステークホルダーからの信用を失うことにつながります。

※上記の内容に加えて、社内規定・関連法令などに則り、懲戒処分などの対象となります。

個人がとるべき行動

- 自社（グループ会社含む）やお客様、お取引先様の重要事実情報は、知人や家族を含む第三者はもちろん、業務上必要な場合を除き、社内の従業員同士でも共有しません。また、業務上必要な場合であっても、伝達を行う場所には細心の注意を払います。

- 重要事実情報の伝達有無にかかわらず、また、社内においても、社外においても、第三者に利益を得させること、または損失を回避させることを目的とした株式の売買等を勧めません。

- 重要事実情報を知りながら、その公表前に、自社やお客様、お取引先様の株式の売買等を行うことはしません。また、自社株式の売買にあたっては、社内の内部者取引（インサイダー取引）防止規定を遵守し、重要事実情報に接する機会が多い組織に所属する従業員および特定の職位者（売買規制対象者）は、原則として自社の株式の売買等を行いません※。

  ※重要事実情報の公表後一定期間は、情報管理責任者の事前承認を受けた場合に限り、当社株式の売買が可能。

- 株式の売買等を行ってよいかどうかを自身で判断できない場合は、インサイダー取引防止の主管部門である総務部門に相談します。

企業資産の使用

私たちは、会社の有形・無形の資産を適切に管理し、有効に活用します。

私たちは、経営資源をもとに価値を最大限に生み出し、事業活動を行っています。経営資源の中には、資金や不動産、設備、備品、情報、知的財産、ブランドなど、有形・無形にかかわらずあらゆる資産が含まれています。それら企業資産を保護し、有効に活用すること、適切に管理することは重要な責任です。万が一、会社資産の被災・紛失・盗難といった事態が生じた場合は、ただちに適切な措置をとる責任があります。

個人がとるべき行動

- 会社が保有する有形・無形の資産を適正な業務遂行のためにのみ使用します。
- 企業資産の価値を損なう行為を行わず、企業資産を紛失しないよう、最善の注意を払います。
- 企業資産の取り扱いについて疑問や質問がある場合や、会社資産の毀損の可能性を発見した場合は、上司や当該資産を管轄する部門へ速やかに報告・相談します。

本指針に違反や逸脱した場合の結果の例

企業資産の価値が毀損された場合、会社としては、民事上・刑事上を含め、必要な責任追及を行う可能性があります。また、自社のみならずお客様やお取引先様へ重大な影響を及ぼすおそれがあります。

※上記の内容に加えて、社内規定・関連法令などに則り、懲戒処分などの対象となります。

情報セキュリティ

私たちは、自社が作成した、または他者（お客様、お取引先様など）から取得した機密情報について、適切に保管、利用、廃棄します。
また、私たちは、他者の機密情報を不正に取得しません。

情報は、会社の財産のひとつであり、利益の源泉です。私たちは、日々、自社（グループ会社含む）や他者の機密情報を数多く取り扱っています。これらの情報は、社内規定やルールに従い、社外に公表、開示または漏えいすることのないよう、適切に取得、作成、保管、利用、廃棄しなければなりません。また、外部からのサイバー攻撃や不正アクセス、盗難にも十分に注意が必要です。万が一、情報セキュリティ事故（情報の漏えい、紛失、盗難、改ざん、破壊など）が生じた場合は、ただちに適切な措置をとる責任があります。

本指針に違反や逸脱した場合の結果の例

機密情報を不正に取得、漏えい、紛失、盗難、改ざん、破壊した場合、会社だけでなく役員・従業員個人が民事上の責任を追及され、あるいは刑事上・行政上の処罰、処分を受ける可能性があります。また、自社のみならず、他者へも重大な影響を及ぼすおそれもあります。

※上記の内容に加えて、社内規定・関連法令などに則り、懲戒処分などの対象となります。

個人がとるべき行動

- 自社が保有する情報を業務遂行のためにのみ使用します。また、他者の機密情報は、認められた利用目的の範囲内でのみ使用します。
- 業務上知り得た自社もしくは他者の機密情報は、退職後においても、開示や漏えいをせず、使用もしません。
- 情報セキュリティ事故を防ぐため、自社で保有している情報を、社内規定・ルールに従い、厳重に管理し、適正に取り扱います。また、消去・廃棄時は復元できない形で適切に破棄します。
- 他者の機密情報を取得する際は、その必要性を吟味し正当な手段で取得します。また、他者の機密情報を取り扱うにあたっては、その機密を保持し情報セキュリティ事故を防止するために、自社の機密情報保護と同等の措置を講じます。
- 情報セキュリティに関する教育・研修・訓練に、積極的に参加します。
- 情報セキュリティ事故またはその可能性を発見した場合は、上司を経由し、リスクマネジメント室・情報セキュリティの担当部門に速やかに報告・相談します。

個人情報保護

私たちは、他者（お客様・お取引先様など）や従業員などの
個人情報を保護することを重要な責務と認識し、
法令・社内規定に従った適切な取り扱いを徹底します。

個人情報とは、氏名、生年月日、住所、顔写真などにより特定の個人を識別できる情報を指します。個人情報については、多くの国・地域で法令やガイドラインが存在し、その定義や必要な措置が異なるため、それらを確認・遵守し、適切に取り扱うことが重要です。

個人がとるべき行動

- すべての個人情報の取り扱いに細心の注意を払います。個人情報の取り扱いについては、法令・社内規定を遵守します。
- 個人情報を取得する際には、法令に従い、公正な手段によって、ご本人に公表、明示、通知または同意を得て取得します。
- 個人情報の取得の目的を明確にし、取得したときの目的の範囲内で個人情報を利用します。
- 自社が保有する個人情報について、ご本人から、問い合わせ・苦情・相談を受けた場合、適切に対応します。
- 個人情報の漏えい、紛失、改ざんなどは情報セキュリティ事故です。情報セキュリティ事故またはその可能性を発見した場合は、上司を経由し、リスクマネジメント室・情報セキュリティの担当部門に速やかに報告・相談します。

本指針に違反や逸脱した場合の結果の例

個人情報保護を怠り不適切な取り扱いをした場合、または個人情報の漏えい、紛失、改ざんなどが発生した場合、該当する国・地域の法令の適用を受け、会社だけでなく役員・従業員個人も民事上の責任を追及され、また、刑事上・行政上の処罰、処分を受ける可能性があります。また、会社の社会的信用が失墜し事業に大きな影響を及ぼす可能性もあります。

※上記の内容に加えて、社内規定・関連法令などに則り、懲戒処分などの対象となります。

知的財産権の尊重

私たちは、知的財産（営業秘密・技術上のノウハウなどを含む）を創造・保護し、戦略的な活用に努めます。また、他者の知的財産権を尊重し、侵害することのないよう努めます。

知的財産は、材料から製品まで一貫生産を行っている私たちにとって、重要な会社資産であり、創出した知的財産を迅速に保護し、戦略的に活用できるグローバルな知的財産ポートフォリオの構築を目指すなど、ワールドワイドな知的財産活動を積極的に進めています。特許・実用新案・意匠・商標・著作物など、各国・地域の法令で知的財産権※として保護されているものはもちろん、ムラタの強みであるモノづくり力を守るためにノウハウの保護にも力を入れています。

また同時に、技術やノウハウの移転の際には、知的財産権の保護に留意するとともに、他者の知的財産権も尊重し、許諾なく使用することや、侵害することのないよう努めています。

※知的財産権：特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権など

本指針に違反や逸脱した場合の結果の例

他者の知的財産を許諾なく使用・侵害した場合は、本来の知的財産権者から損害賠償請求や差止請求を受けるおそれがあります。特に、他者の知的財産を活用して事業を展開してしまった場合、差止命令の内容によっては、当該事業の継続が困難になる可能性もあります。また、知的財産権の侵害により、会社や個人に対して、民事上の責任追及や、刑事上の厳しい処罰、処分が科されるおそれがあります。

※上記の内容に加えて、社内規定・関連法令などに則り、懲戒処分などの対象となります。

個人がとるべき行動

- 業務上、発明やアイデア、デザインといった新たな知的財産が生じたときは、社内ルールに従って、速やかに知的財産部門に報告します。
- 新製品・サービスを市場に出す、著作物を発行するなどの際は、他者の知的財産権を侵害していないか、確認します。
- 自社が保有する知的財産権の他者による侵害や、他者が保有する知的財産権の自社による侵害などの知的財産に関する問題、またはその疑いがあることを発見した場合は、速やかに上司や知的財産部門に相談します。
- 知的財産を他者に開示・貸与・譲渡・売却する場合は、社内ルールに従って、事前に知的財産部門の承認を得ます。
- 自身の取り扱う事項（自社・他者を問わない）が知的財産にあたるか不明な場合は、社内ルールを確認の上、上司や知的財産部門に相談します。

第二部 ステークホルダーとの共栄

ステークホルダーとの対話および価値共創を通じて、
持続的な価値創造を目指します。

製品・サービスの品質と安全性

私たちは、製品の安全に関する法令および基準を遵守し、
お客様の期待を超える品質および安全性の高い製品を提供します。

「良い機器は良い電子部品から、良い電子部品は良い材料から」
「まちがいのない品質も納期も科学的管理を実践していれば守れる」
これは創業者村田昭の言葉です。

私たちは、材料から製品までの一貫生産体制を構築しています。創業当時から今も変わらず、製品の安全に関する法令および基準を遵守するとともに、プロセスの源流から科学的管理を実践※することで、すべてのお客様から信頼される品質を追求してきました。これらを実現するために「品質基本方針」を掲げ、M-QMS（MURATA Quality Management System）を構築し、私たち全員がM-QMSに基づきやりがいをもって仕事の質を向上させ、安全性および品質の高い製品をお客様にお届けすることで、お客様満足、社会的満足を目指します。

※科学的管理の実践：社是にある言葉。思いつきや経験、勘だけでなく、科学的に分析することで、できる限り定量的な方法で、論理的、合理的な方法で思考すること。

本指針に違反や逸脱した場合の結果の例

製品の安全性や仕様（性能）はお客様との契約や合意事項のほか、各国の関係法令でも遵守事項が定められています。これらに違反した結果として製品に不具合が生じ、お客様などの生命・身体・財産を損ねてしまった場合、会社は民事上の責任追及や刑事上・行政上の処罰、処分を受けるおそれがあるほか、個人に対しても同様に、民事上の責任追及・刑事処罰がなされるおそれがあります。

※上記の内容に加えて、社内規定・関連法令などに則り、懲戒処分などの対象となります。

個人がとるべき行動

- 製品の品質・安全性に関する関係法令の遵守およびお客様との契約・合意事項などを満たすことに加え、プロセスの源流から人、物、仕組み、技術のビジネスプロセスすべてを最適化する科学的管理を実践します。
- ひとつひとつのプロセスでやるべきことを明確にし、問題を後に残さない「源流管理」を行います。発生した問題に対しては、表面的な要因だけでなく、潜在的な要因まで掘り下げて真の原因を追及し、対策を講じます。
- 想定されるリスクを可能な限り洗い出し、あらかじめ対策を講じることで「未然防止」に努めます。
- お客様が期待・要求する製品・サービスを提供し続けるため、Target（目標）を意識して、繰り返しPDCA（計画→実行→検証・評価→改善）をまわし、仕事の質を向上させていく「継続的改善」を行います。
- 品質クレームをビジネス上の重要なお客様の声（VOC）として受け止め、速やかに関係部門に通知し、迅速な対応を行います。またそこから得た学びを社内に水平展開し、未然防止を図ります。
- 製品の品質・安全性を偽る行為（虚偽または不正確な性能データや試験結果を用いるなど）は絶対に行いません。品質・安全性が欠如し、生命・身体・財産を損ねるおそれがある場合は、上司や品質保証部門に速やかに報告・相談します。

人権の尊重

私たちは、全世界で事業を展開するグローバル企業として、バリューチェーン全体におけるすべての人々の人権を尊重し、人権侵害に加担しません。

私たちは、全世界で事業を展開するグローバル企業として、人権に関する国際基準および事業を行う各国・地域の法令、規則などを適切に理解し、常に人権を尊重して行動し、いかなる人権侵害にも加担せず、人権への負の影響を防止することを宣言します。私たちは、ムラタグループ従業員の人権はもちろんのこと、私たちの事業活動や製品・サービス、それらの取引などを通じて関わるすべての人々の人権が尊重されるよう努めます※。

「ムラタグループ　人権方針」では、バリューチェーンを通じて関わるすべての人々の労働において、あらゆる差別・ハラスメントを禁止するほか、強制労働・児童労働を禁止し、雇用機会・待遇の均等、結社の自由、団体交渉権と労使対話を尊重します。

※ムラタ内だけでなく、お取引先様、お客様や最終消費者、地域社会の皆様（拠点周辺・原材料調達先周辺）、ムラタに就職を希望する人など、すべての人の人権を含みます。

本指針に違反や逸脱した場合の結果の例

国際的に認められている基準および事業活動を行う各国・地域の法令・基準などに違反した結果として、サプライチェーン・バリューチェーン上のライツホルダーの人権を侵害したり、人権を軽視するような言動をとったりした場合、会社は民事上、刑事上の法的責任はもとより、行政上の処分を受ける可能性もあります。さらに、社会からの厳しい批判にさらされ、会社のレピュテーションや信用が大きく毀損されることになります。

※上記の内容に加えて、社内規定・関連法令などに則り、懲戒処分などの対象となります。

個人がとるべき行動

- 人権・労働に関する基本方針をはじめ、人権に関する社内ルールを理解し、遵守します。
- 業務上で出会うすべての人の基本的人権を尊重し、敬意をもって接するとともに、異なる経験をもっている人たちの考え・価値観を受け入れます。
- 差別につながる行為は一切行いません。また、性的な言動や職権を盾にした言動など、セクシュアルハラスメント・パワーハラスメントをはじめとしたあらゆるハラスメント行為を行わないとともに、このような行為に対しても断固とした態度で対応します。
- 業務における判断・決定・行動が、第三者の人権に影響していないかを常に考えます。
- 私たちの事業、製品、サービスによる第三者への人権影響について常に自問します。
- 児童労働や強制労働、差別やハラスメント、その他人権侵害であると考えられる行為を認識した場合や、社内および社会のマイノリティに対する合理的配慮の提供が不十分であると感じた場合は、上司や人事部門、法務部門、その他関係部門に速やかに報告・相談します。

寄付・協賛

私たちは、責任ある寄付・協賛などにより地域社会に貢献します。

私たちは、「そこにムラタがあることが、その地域の喜びであり、誇りである企業。ムラタで働くことが、従業員の喜びであり、誇りである企業」であり続けたいと願っています。このような理念のもと、地域の皆様とのコミュニケーションを大切にし、寄付や協賛など、地域のニーズに合わせた貢献活動を行います。重点分野としては、「次世代育成支援」「地域社会への支援」「環境保護」「文化支援」「学術支援」の5つを定めています。

一方で寄付や協賛は、その内容によっては、会社が政治、宗教、反社会的勢力その他の不適切な団体や活動とつながりを持つことにつながる危険性もあります。そこで、寄付や協賛は、会社内の正式な承認プロセスに従い、透明性を確保し、必要性・妥当性を十分に考慮・検討した上で行うこととし、本指針で定めているとおり、贈賄や不当な圧力・不正な目的のための政治献金といった不正行為や不正行為への加担を未然に防止します。

本指針に違反や逸脱した場合の結果の例

寄付や協賛を装った贈賄を行った場合、会社および個人が刑事上、行政上の処罰、処分を受けるおそれがあります。また、会社の信頼も大きく損なわれることにつながります。また、会社の信用に重大な悪影響を与え、民間企業から取引を拒絶される、あるいは表明保証違反に関する責任を追及される可能性があります。

※上記の内容に加えて、社内規定・関連法令などに則り、懲戒処分などの対象となります。

個人がとるべき行動

- 寄付・協賛を検討している場合は、総務部門に相談します。
- 寄付・協賛が不正につながることのないよう十分な注意を払い、不正行為もしくは不正行為への加担の可能性を発見した場合は、上司や総務部門に速やかに報告・相談します。

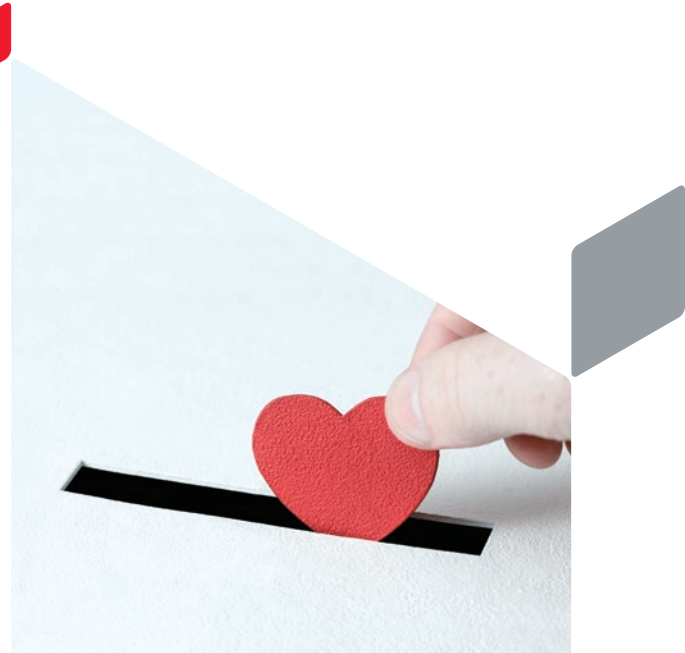

情報発信・コミュニケーション

私たちは、財務情報や非財務情報といった企業情報の発信に努め、広く社会とのコミュニケーションを行います。

会社は社会から信用されなければ事業活動を行うことはできません。

私たちは、透明性の高い会社であるために、情報開示に関する関連法令や各種ルールに基づいて財務情報・適時開示情報を正しく開示すること※に加え、経営理念や価値創造プロセス、労働・安全衛生、環境活動、人権、サステナブル調達、社会・地域貢献活動、コンプライアンス、情報セキュリティといった非財務情報も積極的に発信します。私たちにとって不利益な情報であっても、社会にとって重要と思われる情報は、公平かつ公正に開示することで、社会に対する説明責任を果たします。さらに、お客様、株主・投資家様、お取引先様、地域社会の皆様、そして従業員などのステークホルダーの声に真摯に耳を傾け、要望に応えていくことが必要だと考えています。

このように、積極的な企業情報の開示やステークホルダーとのコミュニケーションを重ねることで、新たな価値の創出を目指し、社是の実践と持続的な成長の実現につなげていきます。

本指針に違反や逸脱した場合の結果の例

関連法令や各種ルールに基づく情報開示を正しく行わなかった場合、会社が民事上の責任を追及され得るほか、刑事上、行政上の処罰、処分を受ける可能性があります。ほかにも、上場を維持できなくなるおそれや、ステークホルダーから適切な評価を得られず、会社の信用失墜につながる可能性があります。また、個人に対して直接的にさまざまな責任追及がなされる可能性もあります。

※上記の内容に加えて、社内規定・関連法令などに則り、懲戒処分などの対象となります。

※関連法令に基づく情報開示は、P16「財務情報の正確な記録、報告および適正な納税」をご覧ください。

個人がとるべき行動

- 業務内外で行われるあらゆるコミュニケーションは、ムラタの信用・企業価値・ブランドなどへ影響を与えるとともに、ムラタの新たな価値の創出に寄与し、社是の実践と持続的な成長の実現に向けた重要な活動であると認識します。
- 業務上知り得たムラタの非公開情報の漏えいや、他社のブランドを毀損するような不適切な情報発信を行いません。
- 会社を代表して情報発信する場合は、会社から与えられた権限・指示の範囲内で、ステークホルダーにとって役立つ適切なコミュニケーションを実現します。
- ステークホルダーとのコミュニケーションを実施する際は、自分の発言がムラタを代表していると受け取られることを意識し、誠実かつ適切であるように心がけます。
- ステークホルダーとのコミュニケーションを実施する際は、相手の意見、アイデンティティ、プライバシーを尊重します。
- ステークホルダーとのコミュニケーションで得られた声を真摯に受け止め、それらを企業活動に反映します。

多様性の尊重

私たちは、DE＆I（ダイバーシティ、エクイティ&インクルージョン）の推進を通じて、Innovator in Electronicsであり続けます。

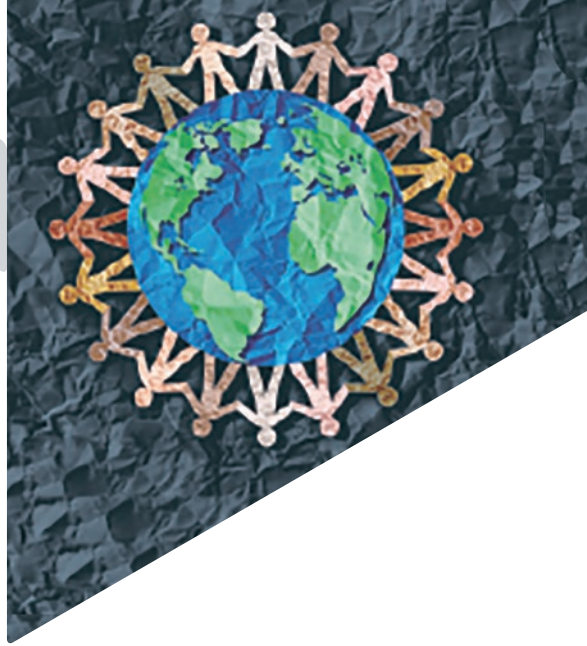

私たちは、「文化の発展に貢献すること」を社是に定めています。多様な従業員一人ひとりの能力を最大限発揮し社是を実践するためには、多様性（ダイバーシティ）の推進が必要不可欠です。人種・国籍・性別・年齢など目に見える違いだけでなく、思考・知識・経験・視点など目に見えない違いも尊重すべき多様性であると捉えます。

また私たちは、従業員一人ひとり、スタート地点は異なることを認識し、多様な従業員が同じスタートラインに立つ（エクイティ）ための環境・支援制度、意識醸成を行います。

ダイバーシティとエクイティに取り組むことで、ムラタのイノベーション、競争力を向上させるとともに、従業員一人ひとりが自分らしく、協力者との共栄をはかります（インクルージョン）。

本指針に違反や逸脱した場合の結果の例

多様性が尊重されない場合、さまざまな人権が尊重されないことにつながる可能性があります。また、多様な人材が活躍する可能性が損なわれることで、競争力の低下、事業機会の損失につながります。

※上記の内容に加えて、社内規定・関連法令などに則り、懲戒処分などの対象となります。

個人がとるべき行動

- 人種・国籍・性別・年齢など目に見える違いだけでなく、思考・知識・経験・視点など目に見えない違いであっても、差別を行わず、互いに尊重し、受け入れ、個性として認め合います。
- 多様な視点、異なる考え・反対意見を安心してぶつけることができる、イノベーティブかつ明るく快適な職場環境の醸成に努めます。
- 多様性を認めない行為を見たり気づいたりした場合は、行為を行った本人に率直かつ誠実に意見を伝えるとともに、被害を受けた人に対して支援する対応を行います。また、その行為が差別・ハラスメントに相当するものであった場合には、上司や人事部門、法務部門、その他関係部門に速やかに報告・相談します。

安全衛生と健康

私たちは、労働安全衛生に関する法令を遵守し、
安全・安心な職場環境と従業員の健康の確保に努めます。

職場の安全と衛生を確保し、適切な状態に管理することは会社の重大な責務のひとつです。

ムラタの最上位の価値観であるCSとES※の礎には、従業員の健康と安全・安心な職場があります。この認識のもと、私たちはすべての従業員が、自身が健康だと実感しながら働ける職場環境を目指します。

目指す姿の実現のために、人間工学的視点も含めた潜在的な安全衛生上の危険源を特定し、リスク抽出とリスクアセスメントを行います。その結果に基づいた対策・改善を計画的に実施します。また、これらの取り組みを持続可能なものにするため、必要な教育訓練を提供します。

万が一の労働災害や疾病の発生、非常時の出来事に対しては、状況を把握し、緊急対策を実施するとともに、対策の水平展開を速やかに行い、再発防止に努めます。

本指針に違反や逸脱した場合の結果の例

労働安全衛生に関しては社内規定を定めているほか、各国の関係法令で遵守事項が定められています。違反した場合は、重大な労働災害が発生するもしくは従業員の心身の健康を損ねるおそれがあります。その結果、会社に対して民事上の責任追及、または刑事上・行政上の処罰、処分がなされる可能性があります。個人についても、民事上・刑事上の両面で責任追及がなされる可能性があります。

※上記の内容に加えて、社内規定・関連法令などに則り、懲戒処分などの対象となります。

※ムラタにおけるCSとは、「お客様が認めてくださる価値を創造し、提供し続けること」、ESとは「仕事を通じて従業員一人ひとりがやりがいを感じ、成長し続けること」です。

個人がとるべき行動

- 労働安全衛生に関する法令や社内規定を遵守します。
- 仕事に専念できる健康状態の維持向上に努めます。
- 安全や心身の健康の維持向上に関する活動や教育を積極的に活用し、安全・健康のための適切な行動がとれるように努めます。
- 周囲の人と良好なコミュニケーションを図り、「心」「体」「人と社会との関係」が調和した健康状態を目指します。
- 安全や健康を害する、もしくはそのおそれのある行為や職場環境の異常を発見した場合は、人命を第一に安全確保に努めるとともに、上司や安全衛生部門、その他関係部門に速やかに報告・相談し、対策を求めます。

お取引先様との関わり

私たちは、「遵法」「公正」「公平・誠実」「社会的責任」を基本とする調達基本方針に基づき、お取引先様との共存共栄を目的としたパートナーシップの構築に努めます。

お取引先様は、私たちが事業活動を行う上で欠かせないパートナーのひとつです。お取引先様との共存共栄を図るべく、調達基本方針では「遵法」「公正」「公平・誠実」「社会的責任」を以下のとおり定めています。

1. 遵法

法令・規則、社内規定を遵守し、社会倫理に従って業務を遂行する。

2. 公正

グローバルに広く門戸を開放し、取引機会の均等を図る。

3. 公平・誠実

仕入先様と信頼関係・協力関係を築き、仕入先様とのパートナーシップを強固なものとすることを目指す。

4. 社会的責任

調達活動を通じて、人権、環境等の社会的責任を果たしていく。

本指針に違反や逸脱した場合の結果の例

お取引先様との共存共栄を目的としたパートナーシップの構築を怠った場合、品質の低下、ひいては事業活動における競争力の低下を招き、ステークホルダーからの信頼を失うことにつながります。また一方的に不利な取引条件を強要することや、契約先の選定に関し差別的取り扱いを行うなどの行為は、各国の競争法に違反するおそれがあります。

※上記の内容に加えて、社内規定・関連法令などに則り、懲戒処分などの対象となります。

個人がとるべき行動

- お取引先様には広く公平な機会を提供し、公正に評価を行います。
- お取引先様を不当に扱ったり、交渉上の優越的地位を濫用したりすることなく、公正な取引を行います。
- お取引先様を選定する際には、品質、納期、供給の継続、経営状況、製品技術力、人権や労働、環境保全、安全衛生、倫理、BCP、情報セキュリティへの配慮など、合理的な基準に基づいて公正・公平に評価・選定します。

地球環境への貢献

私たちは、企業活動や製品が地球環境に与える影響を認識し、
環境関連の法令などを遵守するとともに、
地球環境に調和した企業活動や製品の提供を行います。

環境に配慮した企業活動や製品の提供を通じて、協力者との共創による文化の発展への貢献、社会と調和したモノづくりの実現、地球環境への貢献を目指します。

ムラタは、環境の保全に関連するすべての必要な許認可を行政から受けるとともに、許認可を得た後も、環境の保全に必要な基準を遵守します。

化学物質は、法令などに従った管理を行います。また、排水、汚泥、排気などに関しては、法令を遵守することは当然として、自主的に設定した基準も遵守することで、環境への影響の最小化を図ります。さらに、温室効果ガス、廃棄物に関しては、適切な監視・管理を行い、自主的に目標を設定して、その削減を図ります。

環境活動を推進するためのマネジメントシステム（PDCA）を構築・運用するとともに、研究開発、製造、流通、使用、廃棄に至る製品ライフサイクルの中での環境負荷を低減します。

本指針に違反や逸脱した場合の結果の例

地球環境への貢献に関する期待・要請に応えられない場合、事業活動における競争力の低下を招き、ステークホルダーからの信頼を失うことにつながります。また、環境保護法令に違反した場合、会社は刑事上・行政上の処罰、処分等を受けるおそれがあります。

※上記の内容に加えて、社内規定・関連法令などに則り、懲戒処分などの対象となります。

個人がとるべき行動

- 環境に関する研修に積極的に参加し、事業活動や生活における行動を環境保全の視点で確認するなど、環境意識の向上を図ります。
- 地球環境に調和した企業活動や製品の提供のため、協力者との共創を進め、技術開発やイノベーションに挑戦します。
- 社会の一員として、地球環境の保全活動に積極的に参加します。
- 法令や社内規定に違反している可能性に気づいた場合や、会社の環境に関する姿勢に疑問が生じた場合は、上司や環境部門、または法務部門に速やかに報告・相談します。

INNOVATOR IN ELECTRONICS

発行元：株式会社 村田製作所

2026年6月1日発行　第2版